

○厚生労働省令第六十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第六項の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（試験の科目）

第一条 国家戦略特別区域限定保育士試験は、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行う。

2 筆記試験は、次の科目について行う。

- 一 保育原理
- 二 教育原理及び社会的養護
- 三 児童家庭福祉
- 四 社会福祉
- 五 保育の心理学
- 六 子どもの保健
- 七 子どもの食と栄養
- 八 保育実習理論
- 三 実技試験は、保育実習実技について行う。
- 四 都道府県知事は、当該都道府県知事が実施する講習であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。
 - 一 講習の時間数は、二十七時間以上とすること。
 - 二 講習を実施するのに必要な講師及び施設を有すること。

三 講師は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ 都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

四 第二項各号に掲げる筆記試験の全てに合格した者（第六条の規定により読み替えて準用する児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であつて、同一の回の国家戦略特別区域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。

五 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

第六条中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削り、「第六条の八まで」の下に「、第六条の十」を加え、「、第六条の十第一項」を削る。

第七条中「第一条第一項」を「第一条第四項、第一条の二第二項」に改める。
第二号様式別紙を次のように改める。

(別紙)

	合格した年月				合格地	都道府県 (市)
社会福祉	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
児童福祉	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
発達心理及び精神保健	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
小児保健	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
小児栄養	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
保育原理	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
教育原理 及び養護原理	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
保育実習理論	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
保育実習実技	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	合格通知番号		
講習	平成	年	月	修了通知番号		

- 備考
- 1 該当する□は、レと記入すること。
 - 2 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申請書の各欄に記入するときには、必ず、HBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の修正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4を使用すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。